

議案第49号 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 制定について

1 改正趣旨

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則16—0（職員の災害補償）」において規定する葬祭補償の額の改定に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定される予定である。（令和8年5月27日公布、同日施行予定）

これを受け、三田市消防団員等公務災害補償条例の一部について、所用の改定を行うもの。

2 改正内容

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

3 関係法令

国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

4 施行期日

公布の日（適用日：令和8年4月1日）